

令和5年（2023年）3月10日
教 育 委 員 会 資 料
教育委員会事務局子ども・教育政策課

中野区教育委員会事務局処務規則の一部改正について

1 改正内容

- (1) 「学校教育課」を「学務課」に改称する。

※改称に伴い、附則第2項で、「中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則」中、「学校教育課長」を「学務課長」とする改正を行う。

- (2) 指導室の「教育事業係」を「事務係」に改称する。
- (3) 指導室、学務課及び子ども教育施設課の分掌事務の一部を変更する。

2 改正理由

- (1) 学校教育事務に係る関係各課の事務分掌を明確にするため。
- (2) 係名と業務内容の乖離を解消するため。
- (3) 係の分掌事務の変更等に伴い、規定を整備する必要があるため。

3 新旧対照表

別添のとおり。

4 施行日

令和5年4月1日

中野区教育委員会事務局処務規則新旧対照表

改正案			現行		
第1条 (略) (事務局の分課等)			第1条 (略) (事務局の分課等)		
第2条 事務局の分課等は、次のとおりとする。 子ども・教育政策課 (略) 保育園・幼稚園課 (略) 指導室 事務係 教職員係 学務課 学校経営支援係 (略) ～ 特別支援教育係 子ども教育施設課 (略)			第2条 事務局の分課等は、次のとおりとする。 子ども・教育政策課 (略) 保育園・幼稚園課 (略) 指導室 教育事業係 教職員係 学校教育課 学校経営支援係 (略) ～ 特別支援教育係 子ども教育施設課 (略)		
第3条～第8条 (略) (担当係長及びその職責)			第3条～第8条 (略) (担当係長及びその職責)		
第8条の2 子ども・教育政策課及び学務課に第2条に規定する担当係長を置く。 2 (略)			第8条の2 子ども・教育政策課及び学校教育課に第2条に規定する担当係長を置く。 2 (略)		
第9条～第18条 (略) 附則 (略)			第9条～第18条 (略) 附則 (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2 (第8条、第8条の2、第15条関係)			別表第2 (第8条、第8条の2、第15条関係)		
課	係	分掌事務	課	係	分掌事務
子ども・教育政策課	(略)	(略)	子ども・教育政策課	(略)	(略)
保育園・幼稚園課	(略)	(略)	保育園・幼稚園課	(略)	(略)
指導室	事務係	1 室内の庶務及び経理に関すること。 2 室所管の各種事業の事務等に関すること。 3 教科書事務に関すること。 4 区立学校職員(県費負担教職員を除く。)の公務災	指導室	教育事業係	1 教育事業事務に関すること。 2 室所管の各種事業の経理等に関すること。 3 教科書事務に関すること。 4 区立学校職員(県費負担教職員を除く。)の公務災

		<p>害補償に関すること。</p> <p>5 区立学校県費負担教職員の給与等に関すること。</p> <p>6 区立幼稚園教育職員の給与等に関すること。</p> <p>7 区立学校及び教育センターに置く会計年度任用職員の任免事務に関すること。</p> <p>8 教育センター事務に関すること。</p> <p>9 室内他の係に属しないこと。</p>			<p>害補償に関すること。</p> <p>5 区立学校県費負担教職員の給与等に関すること。</p> <p>6 区立幼稚園教育職員の給与等に関すること。</p> <p>7 教育センター事務に関すること。</p> <p>8 室内他の係に属しないこと。</p>
	教職員係	(略)		教職員係	(略)
	指導主事	<p>1 学校の教育課程、学習指導、生活指導、進路指導その他の教育活動に関すること。</p> <p>2 教職員の研修に関すること。</p> <p>3 教育相談に関すること。</p> <p>4 教科書の採択及び無償給与並びに教材の取扱いに関すること。</p> <p>5 就学前教育推進に関すること。</p>		指導主事	<p>1 学校の教育課程、学習指導、生活指導、進路指導その他の教育活動に関すること。</p> <p>2 教職員の研修に関すること。</p> <p>3 教育相談に関すること。</p> <p>4 教科書の採択及び無償給与並びに教材の取扱いに関すること。</p> <p>5 就学前教育推進に関すること。</p> <p>6 <u>オリンピック・パラリンピック教育推進に関すること。</u></p>
学務課	学校経営支援係	<p>1 課内の庶務及び経理に関すること。</p> <p>2 学校支援調整に関すること。</p> <p>3 学校経営支援に関すること。</p> <p>4 教員の働き方改革推進に関すること。</p> <p>5 課内他の係に属しない</p>	学校教育課	学校経営支援係	<p>1 課内の庶務及び経理に関すること。</p> <p>2 学校支援調整に関すること。</p> <p>3 学校経営支援に関すること。</p> <p>4 教員の働き方改革推進に関すること。</p> <p>5 <u>学校におけるICT事務に関すること。</u></p> <p>6 課内他の係に属しない</p>

		こと。
教育情報システム担当係長	学校 I C T 環境の運用支援に関すること。	
学事係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童及び生徒の就学に関すること。 2 区立学校の学級編制に関すること。 3 学校安全に関すること。 4 就学奨励に関すること。 5 外国人学校保護者補助に関すること。 	
学校健康推進係～特別支援教育係	(略)	
子ども教育施設課	子ども教育施設保全係	<ol style="list-style-type: none"> 1 課内の庶務及び経理に関すること。 2 学校施設の財産管理(中野区立小中学校施設整備計画に係るものを除く。)に関すること。 3 学校施設の施設整備(中野区立小中学校施設整備計画に係るものを除く。)及び維持管理に関すること。 4 教育施設の施設整備に関すること。 5 課内他の係に属しないこと。
	子ども教育施設整備係	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の財産管理(中野区立小中学校施設整備計画に係るものに限る。)に関すること。 2 学校施設の施設整備(中野区立小中学校施設整備計画に係るものに限る。)に関すること。

		こと。
教育情報システム担当係長	学校 I C T 環境の運用支援に関すること。	
学事係	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育事業調整に関すること。 2 学校安全に関すること。 3 児童及び生徒の就学に関すること。 4 区立学校の学級編制に関すること。 5 就学奨励に関すること。 6 外国人学校保護者補助に関すること。 	
学校健康推進係～特別支援教育係	(略)	
子ども教育施設課	子ども教育施設保全係	<ol style="list-style-type: none"> 1 課内の庶務及び経理に関すること。 2 学校施設の財産管理に関すること。 3 学校施設の施設整備(中野区立小中学校施設整備計画に係るものを除く。)及び維持管理に関すること。 4 教育施設の施設整備に関すること。 5 課内他の係に属しないこと。
	子ども教育施設整備係	<p>学校施設の施設整備(中野区立小中学校施設整備計画に係るものに限る。)に関すること。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則の一部改正)
- 2 中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則(平成22年中野区教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。
第10条及び第12条中「学校教育課長」を「学務課長」に改める。

【附則第2項関係】中野区教育委員会情報システムの管理運営に関する規則新旧対照表

改正案	現行
目次 (略) 第1章～第3章 (略) 第4章 教育委員会情報システム委員会 第9条 (略) (構成) 第10条 教育システム委員会は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 子ども・教育政策課長、指導室長及び学務課長の職にある者 (2)～(6) (略) 第11条 (略) (招集及び運営) 第12条 教育システム委員会は、学務課長が招集する。 2 教育システム委員会の会務は、学務課長が総理する。 3 学務課長は、必要があると認めるときは、第10条各号に掲げる者以外の者を教育システム委員会に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。 第5章・第6章 (略) 附 則 (略)	目次 (略) 第1章～第3章 (略) 第4章 教育委員会情報システム委員会 第9条 (略) (構成) 第10条 教育システム委員会は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 子ども・教育政策課長、指導室長及び学校教育課長の職にある者 (2)～(6) (略) 第11条 (略) (招集及び運営) 第12条 教育システム委員会は、学校教育課長が招集する。 2 教育システム委員会の会務は、学校教育課長が総理する。 3 学校教育課長は、必要があると認めるときは、第10条各号に掲げる者以外の者を教育システム委員会に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。 第5章・第6章 (略) 附 則 (略)